

家電リサイクル料金が一部変わります

家電リサイクル券センターでは、令和8年2月1日から家電リサイクル料金の一部改定が行われています。また、令和8年4月1日にも料金の一部改定が行われます。

旧料金で「家電リサイクル券」を使用するためには、有効期限内に指定引取場所まで搬入する必要があります。詳しくは、以下の内容をご確認ください。

※リサイクル料金が改定される家電については、[こちら](#)をご確認ください。リサイクル料金が改定されない家電についての取扱いについては、特段の変更はございません。

●関係市町の粗大ごみとして回収を依頼する場合

お住まいの市町環境担当課に回収期限日等をお問い合わせのうえ、回収をご依頼ください。

●本連合の施設に搬入する場合

次の施設に次の期限までに搬入をお願いいたします。期限を過ぎた場合、旧料金では受け入れできません。

施設名	住所	電話番号	旧リサイクル料金で購入した 家電リサイクル券での搬入期限
環境美化センター	大津町大津 115	096-293-1222	令和8年4月27日（月曜日） 午後5時まで

※リサイクル券とは別に、環境美化センターから指定引取場所までの「運搬手数料」が必要になります。

●指定引取場所に直接搬入する場合

次の施設にお問い合わせをお願いいたします。

施設名	住所	電話番号
九州産交運輸株式会社 熊本センター	上益城郡益城町平田字深迫 2526	096-388-2731
熊本新明産業株式会社	熊本市南区南高江3丁目3番53号	096-357-1773

※搬入期限を過ぎた場合の手続き方法については、家電リサイクル券センター（0120-319-640）へお問い合わせください。